

EPS建材の自主管理基準

材料の用途・工法別管理基準

発泡スチロール協会
EPS 建材推進委員会

本資料に関する問い合わせは

発泡スチロール協会 EPS建材推進部
東京都千代田区神田佐久間町2-20 翔和秋葉原ビル6F
TEL 03-3861-9046
FAX 03-3861-0096
URL <http://www.jepsa.jp/>

1 目的

発泡スチロール協会の会員が、建築分野に EPS 建材を製造販売するにあたって、それぞれの用途・工法に要求される品質（性能レベル）を確保し、ユーザーの EPS 建材に対する信頼を維持していく事を目的に、業界の自主管理基準として制定する。

2 適用

本基準は、建築分野において、一般ユーザー向けに製造販売する EPS 建材に適用する。

ただし、以下の場合は、この限りではない。

- ① 特定ユーザーと取り決める品質基準に基づき、特定ユーザー向けに製造販売する製品
- ② EPS 単体でなく、他材料を組み合わせた複合体として製造販売する製品であって、複合材としての特性が規定されている建材製品（例、サンドイッチパネルなど）
- ③ 会員が独自に開発した製品、又は独自工法による製品としてカタログ及び技術資料に明示して製造販売する製品

3 基準

(1) 共通の基準

- ① JIS A 9511 の燃焼性試験（自己消火性）に合格すること。自己消火性原料を使用すれば、規定密度範囲内にて自己消火性及び酸素指数を満足するように原料ビーズは設計されている。
- ② 官公庁物件や公庫融資対象物件向けの製品は、所定の工事共通仕様書などによること。
- ③ 省エネルギー基準や断熱性能基準が定められている物件向けの製品は、所定の性能基準（地域別に定められている熱抵抗値など）に適合すること。
- ④ 凸凹部を有する断熱材として使用する場合は、所定の仕様や性能基準に適すること。

(2) 用途・工法別の基準

1) 戸建住宅などの木造（在来木造工法・枠組壁工法）に主として施工される工法

	用途	工法	材料基準	備考
1	屋根断熱	充填工法 在来木造工法においては、登り梁、枠組壁工法においては、屋根垂木の間に断熱材を充填する工法をいう	JIS-4号以上の品質基準を満たすこと	① 充填断熱材と野地板（野地合板）の間には必ず30mm程度の通気層を設けること ② 木構造材の長期乾燥収縮、断熱材自体の長期収縮に配慮した施工が望ましい
		外張り工法 野地板の上から木下地等を併用しながら断熱材を外張りする工法	断熱材が強度を負担する場合は JIS-特号又は1号の品質基準を満たすこと。強度を負担しない場合は JIS-4号以上の品質基準を満たすこと	断熱材の長期収縮に配慮した施工（目地をずらした2層張り、合じゃくり品の使用等）が望ましい
	桁上断熱	桁上断熱工法 桁上天端レベルに断熱施工床を別途設け、その上に断熱材を敷き込む工法	JIS-4号以上の品質基準を満たすこと	断熱材の長期収縮に配慮した施工（目地をずらした2層張り等）が望ましい
2	壁断熱	充填工法 在来木造工法においては、柱・間柱、枠組壁工法においては、縦枠の間に断熱材を充填する工法をいう	JIS-4号以上の品質基準を満たすこと	① 防火構造認定が必要な場合がある ② 木構造材の長期乾燥収縮、断熱材自体の長期収縮に配慮した施工が望ましい
		外張り工法 壁構造材の屋外側に断熱材を外張りする工法をいう	断熱材が強度を負担する場合は JIS-特号又は1号の品質基準を満たすこと。強度を負担しない場合は JIS-4号以上の品質基準を満たすこと	防火構造認定が必要な場合がある
3	床断熱	充填方法 床大引材や床根太材等の間に断熱材を充填する工法をいう	JIS-3号以上の品質基準を満たすこと	木構造材の長期乾燥収縮、断熱材自体の長期収縮に配慮した施工が望ましい

2) コンクリート住宅・同建築物に主として施工される工法

	用途	工法	材料基準	備考
1	陸屋根断熱	断熱保護防水工法(外断熱) 天井スラブの上に防水層を設け、その上に断熱材、保護層を設ける工法	①JIS-特号又は1号の品質基準を満たすこと ②独立行政法人都市再生機構の水分蓄積試験の品質基準を満たすこと ③保護層が準不燃材料の場合、EPS50mm以下とすること。保護層がコンクリート等の不燃材料の場合はこの限りではない(建告第1365号)	①吸水量、透湿係数に特に注意する ②アスファルト防水のバーナー使用時は、EPSの養生を考慮すること
		断熱露出防水工法(外断熱) 天井スラブの上に断熱材を施工し、その上に防水層(アスファルト、塩ビシート、塗膜防水等)を貼る工法	①JIS-特号又は1号の品質基準を満たすこと ②独立行政法人都市再生機構の水分蓄積試験の品質基準を満たすこと ③EPSの厚さは厚さは50mm以下とすること(建告第1365号)	
	置屋根断熱	置屋根工法 躯体構造・断熱とは別に傾斜屋根を設置し陸屋根の耐久性を向上させたりデザイン性を付与する工法	①B号以上の品質基準を満たすこと ②屋根面は不燃材料で拭くこと(建告第1365号)	屋根面に近い断熱材は高温に晒されるので、EPSの品質及び施工方法に留意すること
2	天井・壁・断熱(内断熱)	断熱材の取付け方 ●打込工法 ●後張り工法(内断熱)	JIS-3号以上の品質基準を満たすこと	①内部結露防止から打込工法が望ましい。後張り工法の場合は、接着モルタルを厚く用いるか、くしびきして躯体と全面密着させるか、断熱材の4周に接着剤を塗布し躯体との間に水蒸気が入らないようにする ②打込工法にあってはノロの発生を極力防ぐとともに発生した場合は断熱補修する ③断熱の品質基準は別途定める
	壁断熱(外断熱)	断熱材の取付け方 ●打込工法 ●後張り工法	①JIS製品(JIS-A9511)であること ②建築基準法の耐火構造規定に準ずること	通常はシステム販売会社の仕様による
	床上断熱(内断熱)	後張り工法 RC床スラブの上にボード状断熱材を後張りする工法	JIS-3号以上の品質基準を満たすこと 断熱材が構造強度を負担する場合は、準じた圧縮強度を有すること	システム材料の場合は販売者の施工仕様に準じること
3	発泡プラスチック床下地断熱	敷き込み工法 RC床スラブの上に型物成形の断熱材を施工し断熱と同時に配管等のスペースを作る工法	(自社の品質基準による)	独立行政法人都市再生機構の品質及び床性能基準等を参考にして材料及び施工仕様を定め、責任施工体制による
4	ボイドスラブ埋め込み材	埋め込み工法 床スラブ打設前に発泡体を配置しコンクリートに埋め込むことで床スラブの重量を軽減する工法	システム販売会社の仕様による	

3) 住宅や建築物に共通に施工される工法

	用途	工法	材料基準	備考
1	屋根瓦下地材	瓦下敷き込み工法	JIS-3号以上の品質基準を満たすこと	屋根瓦下地材として耐熱的に問題ない施工仕様であることを確認する
2	土間断熱 べた基礎下断熱	土間コンクリート下打ち込み工法 転圧した地盤面に(防湿シート、)断熱材を敷き、その上に床スラブを打設する工法	JIS-3号以上の品質基準を満たすこと	①吸水量、透湿係数に十分に注意すること ②土間コンクリート上に床下地材を敷き込む工法は、2)の3による
3	基礎断熱	●基礎断熱工法(外断熱及び内断熱) ●基礎断熱とスカート断熱の併用工法(北海道) 基礎壁(地下室外壁)の内側・外側・若しくは両側に断熱材を施工する工法	基礎部分用断熱材はJIS-3号以上の品質基準を満たすこと。 スカート部分用断熱材はJIS-特号又は1号の品質基準を満たすこと	①吸水量、透湿係数に十分に注意すること ②スカート断熱工法については、住宅金融普及協会・住宅工事共通仕様書北海道版を参照
4	基礎・壁・型枠	●基礎型枠工法 ●壁型枠工法	①JIS-3号以上の品質基準を満たすこと ②打ち込み工法にあつてはノロの発生を極力防ぐとともに発生した場合は断熱補修すること	型枠として強度上問題のない施工仕様であることを確認する

4) システム工法の一部として使用される場合

	用途	工法	材料基準	備考
1	折板屋根断熱	通気工法・非通気工法	①基本として採用しない。 ②採用する場合は材料品種はシステム販売者との協議による	使用する場合には耐熱的に問題ない施工仕様であることを確認する。
2	RC外断熱	乾式工法	材料品種はシステム販売者との協議による	乾式工法においては、通気層工法が望ましい
		透湿工法(湿式工法)	材料品種はシステム販売者との協議による	

本基準は、官公庁の諸基準や工事共通仕様書、一般の研究資料などにより、変更することがあります。

年月	内容
2001.1	新規作成
2010.12	組織変更に伴い、JISその他の基準変更に応じた全面改定

平成22年12月 作成

管理者 EPS建材推進委員会